

令和3年3月25日

各位

厚真町産業経済課参事

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（令和2年から令和3年までの冬期の大雪及び  
令和3年福島県沖を震源とする地震被災産地施設支援対策）に係る事業要望調査について

このことについて、令和2年から3年までの大雪による被害支援の通知がありましたので、次により要望調査を実施しますので、希望の方は期日までに必ずご来庁の上、関係書類の提出をお願いします。

なお、本事業実施のためには条件がございますので必ず下記及び裏面をご一読の上ご来庁いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 事業内容

- ・被災した農業用ハウス等の再建・修繕等（被災した施設の撤去を併せて行う場合、当該撤去も支援可能）
- ※再建などした施設について、園芸施設共済等の保険加入が必須
- ※大雪被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象。
- ※事業費が50万円に満たない場合は対象外。
- ※耐用年数が概ね5年以上20年以下のものに限る。

### 2. 助成額（上限額600万円）

補助率 2/10～6/10

#### (1). 農業用ハウス等（園芸施設共済の加入対象施設）

下記の①から③によって算定した額のうち、最も低い金額 **《別表》**参考

- ①事業費×6/10（うち町負担3/10で検討中）
- ②（事業費×1/2）－（支払共済金×1/2）※<sup>1</sup>
- ③事業費－（融資額＋支払共済金＋地方公共団体の上乗せ措置）

※1・・・共済未加入者は事業費×被災施設等の経過年数及び施設の種類の該当する時価現存率×8/10により算出した額。

#### (2). 農業用機械・畜舎等（園芸施設共済の加入対象施設以外）

下記の①又は②によって算定した額のうち、最も低い金額

- ①事業費×3/10
- ②事業費－（融資額＋地方公共団体の上乗せ措置）

※当該事業は地方公共団体の支援措置を予定しているため融資を受けなくても対象となります。

### 2 助成対象者の要件（下記の①及び②に全て当てはまる方のみ対象）

①人・農地プランに位置づけられた中心経営体、かつ、認定農業者または認定新規就農者

⇒この文書は、上記を満たす方のみ送付しています。

②ポイントによる配分は行わないが、付加価値額の拡大を必須目標とし「経営面積の拡大」、

「農産物の価値向上」、「単位面積当たりの収量の増加」、「経営コストの縮減」、「農業経営の複合化」、「農業経営の法人化」の1つ以上を目標に設定していること（なお過去の本事業または経営体育成支援事業で設定

した目標を達成していない場合は、過去目標項目を踏まえた適切な目標を新たに設定することで本事業の実施が可能とする。)

3 提出期限及び持参資料

- ・ 報告期限：令和3年4月5日（月）※必ず印鑑を持参してください。
- ・ 報告先：産業経済課農業グループ 齋藤
- ・ 提出資料：

- ①導入予定資材・ハウス等のカタログ、見積書
- ②直近年度の確定申告書又は決算書の写し
- ③直近年度の消費税確定申告書の写し
- ④目標を設定するための資料

**※事前着工を行った方は下記資料の保管と写しを提出していただきます。**

- ⑤施設等の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類、写真
- ⑥作業を外注した際の発注書、納品書、請求書等の書類

**また、被災者を優先採択を支援する事業ですが、支援実施が確定しているわけではありませんのでご了承ください。**

《別表》

支援イメージ

**(耐用年数経過後の農業用ハウスの場合)**

〔共済加入者〕	国		共済金	町
	3 / 10		4 / 10	3 / 10

〔共済非加入者〕	国	町	自己負担
	3 / 10	3 / 10	4 / 10

**(経過年数1年以内の農業用ハウスの場合)**

〔共済加入者〕	国		共済金	町
	1 / 10		8 / 10	1 / 10

〔共済非加入者〕	国	町	自己負担
	1 / 10	3 / 10	6 / 10

産業経済課農業グループ  
 担当：齋藤  
 電話：0145-27-2419